

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	連結上の取扱い

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトで対象とする組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いに関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 本論点を取扱う理由

2. 第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）及び第 220 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 12 日開催）（以下「第 528 回企業会計基準委員会等」という。）では、当初認識時に構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI）する取消不能なオプション（以下「時価評価オプション」という。）を適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理について、次の 2 つの考え方をお示した。
  - (1) 組合等を連結した場合には市場価格のない株式を直接保有しているのと同じ状況と考えて、個別財務諸表において行った時価評価を取得価格ベースに戻す。
  - (2) 組合契約の定める期間内で構成資産である市場価格のない株式が売却されることになっていることを踏まえ、単に市場価格のない株式を直接保有しているのとは違う状況になっており依然として時価による評価が有用であるため、個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐ。
3. そのうえで、本プロジェクトにおいて時価評価オプションを適用する企業として主に想定しているのは LP 出資者であること、本プロジェクトは国内外の機関投資家からより多くの成長資金が VC ファンド等に供給されること等を副次的な目的としており、できるだけすみやかに会計基準を開発することが期待されていること等を踏まえ、時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発することを ASBJ 事務局から提案した。

4. 前項の ASBJ 事務局からの提案に関し、ASBJ 事務局の提案に賛同する意見の他、個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐことを支持する意見も聞かれたことから、次項以降では、ASBJ 事務局による追加的な分析及び再提案をお示しする。

### **III. ASBJ 事務局による追加的な分析**

#### **(連結上の取扱いについて聞かれた意見)**

5. 本資料第 3 項の提案に関して、第 528 回企業会計基準委員会等では、次の意見が聞かれた。
  - (1) 事務局の提案に賛同する意見
    - ① 時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発するという事務局の提案の方向性に賛同する。
  - (2) 連結上も時価評価を引き継ぐことを支持する意見
    - ① 事務局の提案に賛同するものの、実務上は資料第 50 項(2)の方法（本資料第 2 項(2)の方法）を採用することが多いと考えられるため、丁寧に分析することが適切と考える。
    - ② 総額法<sup>1</sup>で会計処理している場合の取扱いと連結上の取扱いは整合させるべきと考えられるため、連結上の会計処理について資料第 50 項(2)の方法（本資料第 2 項(2)の方法）に絞ることが適切と考える。
    - ③ 仮に資料第 50 項(2)の方法（本資料第 2 項(2)の方法）に絞るとした場合、組合等の範囲について要件を追加することが適切と考える。
6. 前項のとおり、事務局の提案に賛同する意見の他、本資料第 2 項(2)の連結財務諸表上も個別財務諸表における組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価を引き継ぐことを支持する意見が聞かれている。ここで、できるだけすみやか

---

<sup>1</sup> 組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する方法。

に会計基準を開発することが期待されていることを踏まえ、仮に本資料第2項(2)の方向性で進めるとした場合には審議事項(2)-2で示した文案にどのような影響があり得るかに焦点を当てて追加的な分析を行う。

**(ASBJ 事務局による追加的な分析)****連結上の取扱いについて**

7. 本資料第2項(2)の方向性で進めるとした場合、連結財務諸表上も個別財務諸表における組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価を引き継ぐことの理屈付けについて検討する必要があると考えられる。
8. ここで、市場価格のない株式を直接保有している場合と組合等の構成資産として市場価格のない株式を保有している場合を比較すると、直接保有している株式を将来的に売却するかどうかは決まっていなかったのに対して、組合等の構成資産として市場価格のない株式を保有しており、組合契約等において組合等の存続期間が定められている場合には、組合等の清算時に売却され現金化されることが決まっている点が異なっていると考えられる。このように組合等の存続期間経過後に売却され現金化されるとすると、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価で測定することは有用であると考えられる。
9. 前項の分析を踏まえると、組合契約等において組合等の存続期間が定められている場合には、連結財務諸表上も個別財務諸表における組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価を引き継ぐことは、最終的に得られるキャッシュ・インフローの予測に資する観点から有用であり、また、組合等への投資の性質を忠実に表現すると考えられる。この考え方は、IASBが公表した公開草案「投資企業：連結の例外の適用（IFRS第10号及びIAS第28号の修正案）」に対するASBJのコメントレターにおける主張<sup>2</sup>と共通点があると考えられる。
10. ただし、上述の理屈は、組合契約等において組合等の存続期間が定められていることが前提となると考えられる。このため、組合契約等において組合等の存続期間が定められていることを時価評価オプションの適用範囲に関する要件に追加する必

---

<sup>2</sup> 2014年9月にIASBに対して、「我々は、『投資企業でない親会社』の連結財務諸表において、投資企業である子会社の会計処理を引き継ぐ旨を要求すべきと考えている。我々は、こうした会計処理を通じて、『投資企業でない親会社』の連結財務諸表上、当該投資企業である子会社の会計処理を引き継ぐことにより、投資の性質を忠実に表現すると考えている。」旨を含むコメントレターを提出した。

要があると考えられる。

11. なお、第 528 回企業会計基準委員会等では、事務局から「(1)の考え方を採用する場合には、個別財務諸表において移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 91 項に基づいて行った減損処理について、連結財務諸表上は市場価格がない株式に係る金融商品実務指針第 92 項に基づいて減損処理を行うように置き換えるかという論点に派生する可能性がある」旨を指摘していたが、本資料第 2 項(2)の方向性で進めるとした場合には、個別財務諸表における減損処理をそのまま引き継ぐことになると考えられるため、減損に関する論点は追加的に発生しないと考えられる。

#### 文案への影響

12. 上述の分析の方向性で進める場合、文案に以下を追加する必要があると考えられる。
  - (1) 時価評価オプションの適用範囲に関して、「組合契約等において組合等の存続期間が定められていること」を追加する。
  - (2) 時価評価オプションを個別財務諸表で適用した場合、個別財務諸表における時価評価を連結財務諸表においても引き継ぐことが考えられる旨とその理由を結論の背景に追加する。
13. 前項(1)への対応としては、審議事項(2)-2 でお示ししている文案の第 132-2 項に「組合契約等において組合等の存続期間が定められていること」を要件として追加することが考えられる。また、結論の背景(文案第 308-3 項)において、要件を設けた趣旨を記載することが考えられる。
14. 次に、本資料第 12 項(2)への対応については、本来は金融商品実務指針ではなく、連結に関する定めにおいて記載すべきと考えられる。しかしながら、連結に関する定めにおいて、今回の内容に紐付けて記載する適切な箇所を見出すのは困難と考えられる。むしろ、審議事項(2)-2 でお示ししている文案の第 132-2 項に関連付けて記載の方が利害関係者にとって理解しやすいと考えられる。このため、結論の背景(文案第 308-8 項)において、審議の過程を紹介する形式により、時価評価オプションを個別財務諸表で適用した場合における連結財務諸表上の取扱いに関する考え方を記載することが考えられる。
15. 本資料第 13 項及び前項の対応を行った場合の文案は、別紙 1 のとおりである。

**IV. ASBJ 事務局による再提案**

16. 以下のいずれかで進めることが考えられるかどうか。

- (1) 第 528 回企業会計基準委員会等で事務局が提案したとおり、時価評価オプションを適用することとした組合等が連結子会社に該当する場合の会計処理については、本プロジェクトの範囲には含めないこととし、改正後の会計基準を適用した後で実務にばらつきが生じる等の課題が実際に発生した際に追加的に開発する。
- (2) 本資料第 2 項(2)の方向性で進めるとして、別紙 1 の内容を取り入れる。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 5 項から第 16 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

**別紙1：連結上も個別財務諸表における組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価を引き継ぐ場合の文案**

審議事項(2)-2 からの変更箇所を黄色ハイライトしている。

(HP では非公表)

以 上

**別紙2：移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」抜粋****任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資の会計処理**

132. 第134項に定める商品ファンドへの投資を除き、任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という。）への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する。ただし、任意組合、パートナーシップに関し有限責任の特約がある場合にはその範囲で純損益を認識する。

なお、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上されることになる。

308. 任意組合、パートナーシップについては、法律上その財産は組合員又はパートナーの共有とされていることを考慮して、組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する実務もある。しかし、出資者が単なる資金運用として考えている場合、又は有限責任の特約が付いている場合など、多くの場合には、匿名組合、リミテッド・パートナーシップと同様に貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が適切と考えられることから、その方法を原則とした。特に、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについては、これに当てはまる場合が多いと考えられる。また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法も認められると考える。

他方、匿名組合及びリミテッド・パートナーシップについては、それらが実質的に匿名組合出資者等の計算で営業されている場合もあり得るため、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法が妥当でないことも想定される。

このような多様な実情を踏まえ、組合等への出資（有価証券とみなされるものを含む。）については、その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映する会計処理及び表示を選択することとなる。

以上



**別紙3：実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」抜粋****投資事業組合に対する支配力基準の適用**

Q1 連結会計基準第5項及び第6項では、連結財務諸表上、会社と同様に、組合も支配力基準により子会社と判定される。当該支配力基準は、投資事業組合に対して、具体的にどのように適用されるか。

A 投資事業組合は、一般に、投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「投資事業有限責任組合法」という。）による投資事業有限責任組合や、民法上の任意組合（民法第667条以下）、商法上の匿名組合（商法第535条以下）として組成されており、投資育成や企業再生支援など様々な投資事業を行っている場合が多い。

**1 連結会計基準の定め**

連結会計基準第7項では、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配していることとは、原則として次の場合をいうものとしている。

- (1) 他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合
- (2) 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、当該他の企業の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合
- (3) 自己の計算において所有している議決権と、緊密な者（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者）及び同意している者（自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者）が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、当該他の企業の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合

**2 投資事業組合における具体的な適用**

投資事業有限責任組合や民法上の任意組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、その共同事業性から、財務及び営業又は事業の方針の決定も、それに基づく業務執行の決定も出資者が直接行う。ただし、これらの組合であっても、必ずしも全組合員が業務執行の決定を行うわけではなく、一部の組合員が行う場合も多い。具体的には、投資事業組合が投資事業有限責任組合として組成される場合、業務執行の決定は、無限責任組合員が行い（投資事業有限責任組合法第7条第1項）、無限責任組合員（すなわち業務執行組合員）が複数いる場合には、その過半数をもって行われる（投資事業有限責任組合法第7条第2項）。また、投資事業組合が民法上の任



意組合として組成される場合、業務執行の決定は、組合員の過半数をもって行われる（民法第 670 条第 1 項）が、組合契約で業務執行組合員を定めた場合には、当該業務執行組合員の過半数をもって行われる（民法第 670 条第 2 項及び第 3 項）。

また、投資事業組合が商法上の匿名組合として組成される場合、業務執行は営業者によって行われる（商法第 536 条第 3 項）。この場合、民法上の任意組合のように組合員相互間に契約はなく組合財産も形成されないが、同一の投資事業について営業者が複数の匿名組合員との間でそれぞれ匿名組合契約を締結することが多く、また、投資事業有限責任組合や民法上の任意組合として組成される場合と経済実態に差がない場合も多い。

このような投資事業組合において、財務及び営業又は事業の方針の決定は組合契約において定められる場合もあるが、株式会社における株主の議決権行使と異なり、各組合員が定期的に当該方針決定に関わっているかどうか判別できないことが多い。また、業務執行組合員が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定していると認められる場合も少なくない。このため、次の場合には、業務執行者（匿名組合における営業者を含む。以下同じ。）が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められる場合（Q2 参照）を除き、当該投資事業組合<sup>2</sup>は業務執行者の子会社に該当する。

- (1) 当該投資事業組合の業務の執行を決定することができる場合（すなわち、業務執行者が複数いる場合には、その過半数をもって行われるため、業務執行を決定する権限全体のうち、その過半の割合を自己（自己の子会社<sup>3</sup>を含む。以下同じ。）の計算において有している場合）

例えば、ある会社の複数の連結会社が同一の投資事業組合に出資する場合（Q3 参照）や、自らの名義による組合への出資に加え、組合への出資の名義が当該会社以外の者となっても当該会社が自己の計算で業務執行の権限を有しているときにおいて、当該投資事業組合に係る業務執行の権限の過半の割合を有している場合が該当する。また、組合契約で定めたそれぞれの業務執行者の業務執行の権限の割合により、当該会社が当該投資事業組合に係る業務執行の権限の過半の割合を有している場合も該当する。

- (2) 当該投資事業組合の業務執行の権限全体のうち、その 100 分の 40 以上、100

---

<sup>2</sup> 同一の投資事業について営業者が複数の匿名組合員との間でそれぞれ匿名組合契約を締結している場合には、この匿名組合グループを 1 つの投資事業組合とみて、本実務対応報告を適用する。

<sup>3</sup> 子会社には、会社のみならず、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）も該当する（連結会計基準第 5 項及び第 6 項）。また、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業を支配している場合における当該他の企業（いわゆる孫会社）も、その子会社とみなされる（連結会計基準第 5 項及び第 6 項並びに本実務対応報告 Q3 参照）。

分の 50 以下を自己の計算において有している場合であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する場合

- ① 自己の計算において有している業務執行の権限と緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該投資事業組合に係る業務執行の権限の過半の割合を占めていること。

ここで、「緊密な者」とは、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、自己の意思と同一の内容の業務執行の権限を行使すると認められる者をいう。緊密な関係の有無については、両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の業務執行の権限の行使の状況、自己の商号との類似性等を踏まえ、実質的に判断する<sup>4</sup>。さらに、緊密な者には、これまで自己と関係がない場合でも、自己と投資事業組合、緊密な者に該当すると考えられる者との関係状況からみて、自己の意思と同一の内容の業務執行の権限を行使すると認められる者を含み、また、企業以外に、出資者である会社の役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者など、当該出資者である会社の意向に沿って当該投資事業組合の業務執行の権限を行使すると認められる個人を含むことに留意する必要がある。

また、「同意している者」とは、自己の意思と同一の内容の業務執行の権限を行使することに同意していると認められる者（個人を含む。）をいう。

- ② 当該投資事業組合の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。なお、例えば、単なる事務管理契約など、当該契約の終了によっても当該投資事業組合による投資事業の継続に重要な影響を及ぼすこととならない契約等は、これに該当しない。

- ③ 当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（緊密な者が行う融資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。ただし、金融機関が通常の営業取引として融資を行っている場合であって、資金の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針の決定を支配していないときには、該当しない（(2)④についても同じ）。

---

<sup>4</sup> この点については、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」や、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会「『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』に関する Q & A」も参照のこと。

- ④ 当該投資事業組合の資金調達額（貸借対照表の負債に計上されているものに限らない。）の総額の概ね過半について融資及び出資を行っていること（緊密な者が行う融資及び出資を合わせて資金調達額の総額の概ね過半となる場合を含む。）。
- ⑤ 当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっていること（緊密な者が享受又は負担する額を合わせて当該利益又は損失の概ね過半となる場合を含む。）。
- ⑥ その他当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針の決定を左右すると推測される事実が存在すること。

- (3) 自己の計算において有している当該投資事業組合に係る業務執行の権限（当該業務執行の権限を有していない場合を含む。）と、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限とを合わせて、当該業務執行の権限の過半の割合を占めているときであって、かつ、上記(2)の②から⑥までのいずれかの要件に該当する場合

このため、当該投資事業組合に係る業務執行の権限を有していない場合であっても、緊密な者及び同意している者が有している業務執行の権限が、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を占め、かつ、緊密な者と合わせて、当該投資事業組合の資金調達額の総額の概ね過半について融資及び出資を行っている場合（上記(3)と(2)④の場合）や当該投資事業組合の投資事業から生ずる利益又は損失の概ね過半について享受又は負担することとなっている場合（上記(3)と(2)⑤の場合）等には、通常、当該投資事業組合は子会社に該当することとなる。

### 3 投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっての留意事項

実務上、投資事業組合に対する支配力基準の適用にあたっては、次のように取り扱われることとなる。

- (1) 出資者（出資以外の資金の拠出者を含む。）が投資事業組合の業務執行の権限の100分の40以上を有していない場合でも、出資額（又は資金調達額）の総額の半分を超える多くの額を拠出している場合や投資事業から生ずる利益又は損失の半分を超える多くの額を享受又は負担する場合等には、当該投資事業組合の業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該出資者の緊密な者に該当することが多いと考えられ、この場合には、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する（ただし、当該業務執行の権限の過半の割合を有する者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定していないことが明らかであると認められる場合（Q2参照）を除く。）。

- (2) 出資者の子会社に該当しない他の会社や組合、財団法人・社団法人などの公益法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）などの事業体や個人を介在させている場合であっても、当該出資者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているときには、当該投資事業組合は当該出資者の子会社に該当する。

なお、移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」第132項において、民法上の任意組合などの組合等への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金（金融商品取引法第2条第2項に基づいて有価証券とみなされるものについては有価証券）として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を、有限責任の範囲内で、当期の損益として計上することになるとされている。このため、投資事業組合については、当該組合の財務諸表に基づいて、当該組合に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されていても、このことと子会社に該当し連結の範囲に含まれることとは別個に判断すべきであり、子会社に該当するか否かは、あくまでも支配力基準によって判定することに留意する必要がある（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会『「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」に関するQ&A」Q12参照）。

ただし、投資事業組合が商法上の匿名組合として組成される場合、通常、営業者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているが、匿名組合事業は営業者の個別財務諸表に反映されていることから、営業者においては当該匿名組合を子会社とする必要はないこととなる<sup>5</sup>。

また、投資事業組合が連結会計基準第7-2項の要件を満たす特別目的会社にあたる場合には、譲渡者の子会社に該当しないものと推定されることとなる。

以 上

---

<sup>5</sup> このように、商法上の匿名組合として組成される場合、通常、営業者が当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定しているため、基本的には、匿名組合員が当該匿名組合を連結することはない。しかし、当該匿名組合に関して、営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる場合には、匿名組合事業が営業者の個別財務諸表に反映されているが、匿名組合は当該匿名組合員の子会社に該当し連結の範囲に含まれることとなる。

なお、営業者及び匿名組合が、いずれも匿名組合員の子会社に該当する場合において、当該匿名組合の事業を含む営業者の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属するようなときは、同様の効果を有する特定目的会社や信託を用いる場合との関係を考慮して、営業者ではなく匿名組合自体を連結の範囲に含めることが適当である。この場合、当該匿名組合の事業を含まない営業者固有の事業については、通常重要性が乏しいと考えられ、当該営業者については子会社であっても連結の範囲に含めないことができると考えられる。